

社会福祉 あきた

NO.
329
2014.3.31



【写真】
菜の花ロード(大湯村)

特集

- P2 地域福祉推進における関係機関の取り組みや
専門職の役割が明らかに!
～「地域福祉再構築研究会報告書」から～
- P5 職場紹介リレー
- P6 新・地域福祉活動計画決まる!
- P8 平成26年度事業計画・予算
- P10 皆様の善意
- P12 シリーズ“こだわりの品”



ふれあいネットワーク

社会福祉
法 人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

特集

地域福祉推進における関係機関の取り組みや 専門職の役割が明らかに！

～「地域福祉再構築研究会報告書」から～

秋田県社会福祉協議会では、平成25年度、秋田県からの委託を受け、各市町村における地域福祉の現状と課題を整理しながら、地域福祉の視点で市町村や地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会が果たすべき役割等について検討を行い「地域福祉再構築研究会報告書」としてまとめました。

今回の特集では、「地域福祉再構築研究会報告書」の概要について紹介します。

地域福祉再構築研究会（以下、「研究会」という。）は、日本社会事業大学講師の菱沼幹男氏を委員長に、市町村社協、地域包括支援センター、住民代表、社会福祉士会、市町村、県など計11名の委員によって構成され、地域福祉の視点で相談支援のあり方や地域福祉を進める専門職であるコミュニケーションワーカーの役割等について検討を行いました。

制度の狭間の問題や関わりが持てないケースにどう対応するか

研究会開催にあたり、まず県内の地域福祉の現状と課題を把握することを目的に、市町村、地域包括支援センター、市町村社協を対象に事前アンケートを実施しました。

事前アンケートでは、制度の狭間にある問題等の解決を図るために必要な問題・課題等について質問をしました。

市町村からは、「行政側から提供できる情報は限られているため、社協と地域包括支援センター間の情報共有と連携が重要」、地域包括支援センターからは、「高齢と障害

等の複合的な生活問題を抱える世帯にどの機関が主体的に関わるか調整が困難」、「制度の狭間にある問題を抱えている人の相談先がない」、市町村社協からは「精神疾患を持ち無職の方、生活困窮の方などの世帯には関わりが難しく解決の糸口が見えないケースがたくさんある」、「関係機関が連携し解決を図る情報共有の仕組みが必要」などの意見が寄せられました。

今後目指すべき方向

報告書では、まず、今後目指すべき方向性として次の3点を掲げています。

(1) 多様な生活問題をもれなく把握する仕組みづくり

本県ではこれまで地域福祉の取り組みとして、高齢者の孤独死防止を目的とした在宅福祉活動促進事業や生活福祉問題への総合相談・生活支援を目指した地域福祉トータルケア推進事業に取り組んできました。こうした取り組みを一層充実強化し、問題を抱える世帯の状況把握に向け、地域住民や

関係機関の気づきを高めるとともに、アウトリーチにより問題を早期に発見する仕組みをつくる必要があります。

(2) 多様な生活問題を解決する仕組みづくり

生活問題が多様化・複雑化する一方で支援は制度の枠内に限定されているため、複合ニーズ世帯や制度の狭間の問題を解決するためには、総合相談窓口の設置や関係機関を横断的につなぐ体制の構築が必要であるとともにニーズに応じた新たな社会資源を生み出す仕組みづくりも求められています。

(3) 地域福祉を担う人づくり

地域福祉は、一人ひとりの地域生活を支える専門職とそこに暮らす住民の協働で行われるとともに、住民が同じ地域で暮らす人々の生活問題に目を向け、その問題を通して地域の関係性を広げ対応していく力を養いながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域社会を目指すものです。こうした取り組みを進める専門職の養成・配置と地域活動の核となるリーダーの育成が大切です。

今後の地域福祉推進における

重点課題

1 総合相談支援窓口の整備

【主な課題】

- ◇相談窓口がたくさんあり、どこに相談していいかわからない
- ◇相談機関同士の連携が取れていない

【今後の取組】

- 市町村ごとに、多様な相談にワンストップで対応できる総合相談支援窓口を整備する
- 既存の相談機関同士の連携を強化する

社会福祉に関する法制度は対象別に整備されていることから、市町村の相談窓口は対象者別に細分化されているほか、高齢者は地域包括支援センター、障害者支援は社会福祉法人等、児童や子育てに関することは児童相談所や子育て支援センターで対応している状況です。

そのため住民からの相談をワンストップで受け止め、対応する総合相談窓口の整備と各機関の連携

を強化する仕組みを目指します。

2 多職種横断的連携システムの構築

【主な課題】

- ◇複合ニーズ世帯に対する支援において、制度による縦割り支援になっっている
- ◇福祉や介護以外の他領域の専門機関（保健・医療・教育・司法等）との連携が十分とれていない

【今後の取組】

- 地域包括支援センターにおける「地域ケア会議」を活用し、関係機関の連携強化を図る
- 関係機関によるネットワーク会議や個別のケース検討会等の開催によって関係者間の横断的な連携強化を図る
- 関係機関との情報共有を図るための連携シートを整備する
- 関係機関と個人情報管理のためのルールを定める

複合ニーズ世帯への対応は現状では相談を受けた専門職が個人の力量の範囲で対応していますが、システムとして明確に整備していくことが必要です。

さらに、問題を抱えている世帯の状況について専門職による気づ

きを記録する連携シートを整備することにより問題の掘り起しと情報共有を進めることが期待できま

3 制度外ニーズ対応システムの構築

【主な課題】

- ◇制度の狭間の問題に十分対応できていない
- ◇地域の助け合いからこぼれ落ちているニーズに対して専門職が十分対応できていない

【今後の取組】

- 専門職や住民の気づきを所属組織内や地域全体で集約する仕組みを作る
- 制度の狭間の問題への対応を検討する場として、市町村レベルで部署横断的な「生活支援総合調整会議」（仮称）を設置する
- 制度外のニーズに対応した新たな仕組みや支援サービス等を開発する

行政機関は法制度に基づいた支援を行うことが本来的な役割であるため、制度にあてはまらないニーズに対しては十分対応できないことから、制度外ニーズの気づきを集約し対応を検討する場の設

定が必要となります。

また、市町村社協等にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、新たな仕組みづくりに携わる役割を明確にすることが必要です。

4 公私協働によるアウトリーチ体制の整備

【主な課題】

- ◇問題を抱えていても専門職等に相談できない
- ◇周囲への気兼ねなどから福祉サービスの利用を控える住民がいる

【今後の取組】

- 介護支援専門員、保健師、ホームヘルパー、民生委員、福祉員など家庭訪問を行う機会が多い専門職が、世帯全員や地域の状況に一層目を配り、地域に潜在化する問題を把握し相談機関につなぐ仕組みを作る
- 住民座談会等により、地域に潜在化する問題に対する地域住民の気づきを高める
- 専門職や住民の気づきから家庭訪問を行い、問題解決につなげていく

問題を抱えていても相談できない、あるいは相談しない人々の

ニーズは地域の中で埋もれてしまふことから、地域住民や民生委員等が把握したニーズをどの専門職につなげるのかを明確にするとともに、専門職による家庭訪問の実施など公私協働によるアウトリーチ体制を整備することが必要です。

5 地域福祉を推進する専門職の養成と配置

【主な課題】

- ◇横断的連携をコーディネートする専門職が地域にいない
- ◇地域福祉を推進する専門職の力量が十分でない
- ◇地域福祉を推進する専門職の必要性が十分理解されていない

【今後の取組】

- 市町村社協等へコミュニティソーシャルワーカーの配置を進める
 - コミュニティソーシャルワーカーや行政職員を対象とした研修の実施と資質の向上
- 多様な問題を抱える複合ニーズ世帯や制度外のニーズに対応していくためには、横断的連携による支援が不可欠であり、その連携をコーディネートする専門職の配置を市町村の地域福祉計画に明確に

位置づけていくことが必要となります。

本会では、そうした専門職として平成17年度からコミュニティソーシャルワーカーの養成を行ってきましたが、その専門性が発揮できる職員配置が望まれます。

6 地域を基盤とした住民活動の支援体制の整備

【主な課題】

- ◇過疎化・高齢化等により住民活動の担い手確保が難しい
- ◇市町村地域福祉計画は11市町村が策定済み、市町村社協による地域福祉活動計画は17市町村が策定済み

【今後の取組】

- 小学校区あるいは町内会・自治会、集落単位で地域福祉を住民主体で進める「地区社会福祉協議会」や「町内会福祉部」等の設置と福祉員の養成・配置を進める
 - 地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定を進める
- これまで地域における福祉活動は高齢者や専業主婦などを中心に展開されてきたが、担い手の高齢化や共働き世帯の増加等により活

動の担い手確保が難しくなってきたことから、企業や団体の就労者、子ども達も含めた新たな担い手の発掘が求められています。担い手の発掘には市町村社協等による支援が重要であるとともに、地域福祉計画や地域福祉活動計画に支援の方法を明記していくことが重要となります。

地域福祉推進のための

主な関係機関の役割等

1 県全体で目指すべき方向（機運づくり）

介護予防の推進や多様な世代が交流できる地域での居場所づくりを通して、多様な世代による地域づくりと、認知症サポーターの養成や権利擁護体制の整備を通して認知症になっても地域で暮らせる仕組みづくりを進めます。

2 市町村の役割・方向性

医療・介護・福祉のネットワーク構築による地域包括ケアシステムを構築するとともに、制度の狭間の問題や複合ニーズ世帯等への対応と解決の仕組みを明記した地域福祉計画の作成等を行います。

3 地域包括支援センターの役割・方向性

地域ケア会議の開催による関係機関との連携強化と情報共有など通して地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護予防の視点で行う地域支援事業を推進します。

4 市町村社協の役割

これまで行ってきた地域福祉トータルケア推進事業等の取り組みを踏まえ、制度の狭間の問題や生活困窮者など多様な生活問題への対応を強化するとともに、住民活動の育成支援を進めます。

今回の報告書を受け、平成26年度にはモデル市町村を指定し、行政、地域包括支援センター、社協などが連携しながらケース検討会の開催や関係機関で情報を共有するための様式づくりなどを行うこととしています。

地域福祉推進団体として市町村社協への期待はますます大きくなっていることから、本会としても市町村社協と協働して地域福祉の推進を図ってまいります。

職場紹介
 このコーナーでは、本会会員施設
 市町村社協等の広報担当者による職
 場紹介をリレー形式でお届けします。



「皆さんに支えられて40年」
 (福) 秋田県民生協会 厚生園

私は厚生園支援室のPC Windo
 Ws8。これまで一緒に働いてきたXP
 先輩が卒業し、最初の仕事として先輩か
 ら聞いた厚生園の今昔を紹介したいと思
 います。

昭和48年11月、定員50名の知的障害者
 授産施設として北秋田市大野台に開設し
 ました。自然に囲まれた、かつて開墾地
 だった大野台も今は近くに大館能代空港
 や県立北欧の杜公園が整備されました。

開設時の授産科目は、縫製、工作、木
 工で地域の事業所さんからメリヤス製品
 やU字溝等コンクリート製品、魚箱加工
 など受注生産しました。ちなみに当時パ
 ソコンはおろか電卓を持っている人など
 おらず、授産売上の帳簿付もソロバンと
 いう超アナログツール？を使ったそつで
 す。

その後、大先輩のPC98ノートさんの活
 躍した平成の初めはバブル全盛期。利用者
 さんも若く生産活動も活発。授産売上也
 ピークで設備投資や年に何度も旅行に出か
 けることができるなど、98ノートさんも計
 算のやりがいがあつたようです。

さて現在の厚生園、定員80名になり、地
 域や県内外の事業所さんからスポーツウエ
 アーカット、工業用モーター梱包木枠加
 工、製錬工程の品質検査用サンブラー等を
 受注しており、生産科目は地域や国内外の
 産業を支える一翼を担っています。また平
 成9年にクリーニング科も新設、温泉施設
 のタオルや業務用リネン等のクリーニング
 を行っています。その一方、生活支援が必
 要な利用者さんも増え、軽作業・機能訓練
 を取り入れた生活介護サービスも提供、平
 成23年から、就労継続支援B型と生活介護
 の多機能サービス事業所として新たなス
 タート切りました。

余暇には地域から講師を招き手芸・茶
 道・フラワーアレンジメントを楽しんでい
 る人、自分達で秋田内陸鉄道や路線バス
 を利用し外食・買物・ホテル外泊などを
 楽しんでいる利用者さんもいます。

昨年、開設40周年を迎えた厚生園。とに
 かく毎日笑い声が絶えず、みんなで助け合
 い、楽しく元気に生活しています。これか
 らも地域の人達に支えられて共に歩んでゆ
 けるように私Windows8も見守って
 いきたいと思っています。

さて、そろそろシャットダウンの時
 間、再起動して会える日まで。

代筆：支援員 澤藤浩平



クリーニング科：
 Wプレス作業の様子

「がん」は治す時代へ。
アフラックの「がん保険」は もっとあなたを応援します!



募集代理店
 One for all. All for one.
Nakai
 Co., Ltd.

ナカイ株式会社 秋田支店

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F
 TEL.018-866-1761(代) FAX.018-866-1762

お客様
 相談窓口へ



0120-712-816

～平成26年度から5年間の取り組みの概要～

平成の市町村大合併など福祉や地域を取り巻く環境が大きく変化するなか、本会では平成17年度から市町村社協と一体となって「地域福祉トータルケア推進事業」を展開するなど、誰もが安心して暮らせる住民主体の「福祉でまちづくり」をめざして事業を推進してきました。

前期計画の推進期間終了に伴い、平成26年度からの新たな地域福祉活動計画の策定を進め、今後5年間の方向性を整理しました。

▼新計画の構成

新たな地域福祉活動計画は、次の4つの基本方針と推進項目を設定、さらに推進項目を実現するための事業項目で構成されています。

また、5年間の年次計画と到達目標を設定し、各年度の事業計画に反映させていきます。

【H26～30年度の事業項目】

【H26～30年度の基本方針と推進項目】

基本方針1

多様な主体との協働による生活支援の強化

- 推進項目1 「地域福祉推進の仕組みづくり」
- 推進項目2 「福祉を支える人づくり」
- 推進項目3 「生活支援・相談体制の強化」
- 推進項目4 「災害支援体制づくり」

- ①地域福祉推進体制の構築と取り組み強化
- ②小地域における支え合いの仕組みづくりの推進
- ③市町村社会福祉協議会及び市(地区)町村民生児童委員協議会との連携・協働の強化

- ①地域福祉推進を担う人材の育成
- ②民生委員・児童委員の資質向上
- ③市町村社会福祉協議会におけるボランティア・市民活動の育成支援

- ①日常生活自立支援事業の拡充
- ②成年後見制度の利用促進を含む新たな権利擁護体制の構築
- ③生活福祉資金貸付事業の推進
- ④「ふれあい安心電話」システム推進事業の充実
- ⑤新たな生活困窮者自立支援制度の実施に向けた対応

- ①災害支援体制の構築
- ②災害時の広域支援ネットワークの推進

基本方針2

社会福祉事業者の経営基盤強化と質の高いサービス提供

- 推進項目1 「福祉保健従事者の資質及び専門性の向上」
- 推進項目2 「福祉人材の確保・定着化の推進」
- 推進項目3 「社会福祉経営の基盤強化」

- ①福祉保健従事者研修の充実
- ②人材育成・定着を促進する職場内研修（OJT）への支援の充実

- ①福祉人材の確保とマッチングの促進
- ②人材の定着促進と労働環境の改善支援
- ③福祉の仕事への理解促進

- ①福祉事業者の経営・組織体制の支援と充実
- ②地域と社会福祉施設との協働事業の推進
- ③質の高い福祉サービス提供の促進

基本方針3

生活福祉課題の解決に向けた機能強化

- 推進項目1 「生活福祉課題に対する調査研究・提言機能の強化」
- 推進項目2 「県民啓発・情報提供の推進」
- 推進項目3 「県民による寄附・募金活動の推進」

- ①施設種別協議会・団体との連携協働による地域福祉推進委員会の機能強化

- ①情報提供機能の充実・強化
- ②課題解決に向けた県民啓発の強化

- ①寄附や募金活動の充実
- ②県民の善意による支援の充実

基本方針4

組織・経営の強化

- 推進項目1 「法人経営の基盤強化と財源の確保」
- 推進項目2 「職員の資質向上と意識改革」

- ①リスクマネジメント機能の強化と危機管理体制の構築
- ②会員の拡大と会員サービスの充実
- ③多様な自主財源確保の拡充と経費節減
- ④秋田県社会福祉会館指定管理の適切な運営

- ①業務目標評価及び能力評価の充実
- ②職員の資質向上

新・地域福祉活動計画決まる！

これまでの経緯

県社協では、平成8年に第1期地域福祉活動計画「“共に生きる”安心秋田のまちづくり」を策定し、平成14年に第2期となる「しあわせサポート推進プラン21」、さらに平成21年から5か年を推進期間とした「あきたの幸せ・発展プラン」を策定してきました。

この間、社会福祉事業法から社会福祉法への改正や介護保険制度及び障害者自立支援法の施行、

▼**5年間の成果と課題**
 これまでの5つの基本方針に沿い、具体的な成果と課題を検証し、新・地域福祉活動計画に反映させていきます。

基本方針1 県民総参加で支えあう福祉でまちづくり

- ◆地域福祉トータルケア推進事業を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を154名（全市町村に118名）養成し、住民相互の支え合いサービスの実施や総合相談支援体制のあり方を整理した
 →CSWの実践力強化と、行政や地域包括支援センター等も含めた総合相談・生活支援体制の整備が課題
- ◆町内会・自治会単位のいきいきサロン設置（現943か所）や要支援者マップづくりなど小地域福祉活動を推進した
 →先駆的な実践を他市町村に広げ、地域特性を考慮した社協の支援が課題
- ◆市町村社協災害ボランティアセンター（VC）設置に向けたマニュアル作成を支援し（13社協で策定済）、142名の災害ボランティアコーディネーターを養成して機能強化に努めた
 →災害VCとコーディネーターの実践力向上が課題

市町村社協による地域福祉の推進を支援します

基本方針2 新たな生活福祉課題の解決に向けた環境づくり

- ◆6つの専門委員会を設置し、成年後見制度の活用や災害支援ネットワークのあり方など調査研究し、福祉課題とともに解決に向けて提言した
 →的確な福祉課題の把握と提言方法が課題
- ◆各種別協議会・福祉団体の円滑な運営を支援し、障害者の地域移行や授産製品の受注促進に努めた
 →横断的な連携のあり方が課題
- ◆ホームページリニューアルやメルマガ配信、号外を含む広報発行など情報提供に努めた
 →迅速かつ会員が望む情報提供が課題

社会福祉法人・施設等の経営とサービスの質の向上を支援します

基本方針3 福祉サービス利用者の保護・相談支援体制の強化

- ◆基幹的社協を1か所増設（現6か所）し、専門員を2名増員（現8名）して利用者受入れ体制の整備に努めた
 →市町村社協が柔軟に対応できる体制整備が課題
- ◆延べ155件の苦情相談対応によるサービスの向上や、第三者委員などへの研修により苦情解決の充実を努めた
 →第三者委員の設置率が31%と低いことから、第三者委員の設置促進を含む苦情解決体制の整備が課題
- ◆生活福祉資金貸付制度改正に対応し、19社協に20名の相談員を配置して償還率の向上を図った
 →債権管理の強化が課題

県内全体の福祉課題の解決に向けて取り組みます

基本方針4 社会福祉経営の基盤強化と質の高い福祉サービスの向上

- ◆延べ937件の経営相談の対応や役員研修等で社会福祉法人の適正化を支援した
 各種研修等により延べ15,967人の福祉従事者の資質向上に努めた
 →法人への指導力発揮とキャリアパスへの対応及び研修内容等の充実が課題
- ◆求人開拓強化により求人・求職者数が増加し、664人の採用につながるなど福祉の人材確保に成果をあげた
 →福祉人材の確保、定着化が課題
- ◆各種評価事業の実施により福祉サービスの質の向上に努めた
 →社会的養護関係施設の第三者評価義務化への対応や任意施設の受審促進が課題

県社協の経営と組織体制を強化します

基本方針5 安定した経営基盤・推進体制の強化

- ◆特別・賛助会員の加入促進を図り、新たに125事業所の会員増を図った
 自動車リース等の斡旋等で自主財源確保に努めた
 ダイレクトメールや企業訪問などによる福祉会館の利用促進のほか、福祉会館サポーター67名の養成・登録により自主事業の充実を努めた
 →会員加入促進と財源確保が課題
- ◆事業管理シートのほか、業務目標及び能力評価システムを試行導入した
 →職員の資格取得や資質向上が課題

住民が支え合う「福祉でまちづくり」をめざして 平成26年度秋田県社会福祉協議会事業方針及び予算

○基本方針1

多様な主体との協働による生活支援の強化

「地域の住民参加による、誰もが安全に、安心して暮らせる『福祉でまちづくり』」の実現に向け、市町村段階の関係機関連携による生活福祉課題の把握と解決の仕組みを構築するため、「地域福祉再構築推進事業」を実施します。また、要援護者の見守りや生活支援、孤立防止に成果を上げている「小地域ネットワーク活動」や「ふれあいきいきサロン」などの活動を強化するため、住民に最も身近な町内会や自治会などの生活支援活動を推進する「地域支え合いの仕組みづくりモデル事業」を新たに実施します。

生活困窮者自立支援制度における相談支援員や県の地域福祉再構築研究会報告書のコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）は、地域における専門機関との調整等の役割を担う専門職として位置づけられていること

から、本会が進めてきたCSWの新たな養成のほか、これまで養成してきたCSWのスキルアップ研修の充実に努め、地域福祉トータルケア推進事業の実践力の強化を図ります。

さらに、多様化、複雑化している住民が抱える生活福祉課題の早期発見、早期対応による問題解決への支援を強化するため、市町村社協と民生委員・児童委員の連携協働の在り方について検討します。

ボランティア活動の推進では、地震や津波などの自然災害の発生を想定した市町村社協の災害ボランティアの作成に向けた支援のほか、災害ボランティアコーディネーターの養成・確保等に継続して取り組みます。

認知症の高齢者・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方が、地域社会で自立して生活するための日常的な金銭管理及び必要な福祉サービスの利用を援助する「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」では、基幹的社協の増設と専門員の増員を図り、本

事業の利用ニーズの増大に応えながら、支援を必要とする方々の自立した生活の援助を拡充します。さらに、本事業利用者が成年後見制度に円滑に移行するためのシステム確立や、市町村社協による法人後見実施など、新たな権利擁護体制の構築に取り組みます。

平成27年度から施行される「生活困窮者自立支援制度」では、関連施策として生活福祉資金貸付制度との連携が想定されており、多様かつ複合的な課題を抱える世帯に対し包括的な支援を進めていくうえで、関係機関との連携強化が必要とされることから、相談等体制整備事業補助金により設置されている相談員を中心に、きめ細かな相談支援活動の強化に努め、社会的に支援を必要としている世帯の自立促進を図ります。

○基本方針2

社会福祉事業者の経営基盤強化と質の高いサービス提供

社会福祉従事者の資質向上を図るため、研修体系に基づき経験年数や職域に応じた研修（秋田県からの受託事業）等の実施や認知症介護研修、介護福祉士等の受験準備講習会、介護従事者講座等の自

主企画研修の充実を図るとともに、職場内研修への支援等を通じて福祉保健従事者の資質向上を図り、専門性の高いサービスを提供する人材育成に努めます。

また、「秋田県福祉保健人材・研修センター第2期アクションプラン」に基づき、「無料職業紹介」機能の強化と「福祉人材確保支援事業」による積極的な求人開拓に取り組み、福祉の職場における安定的かつ専門的な福祉サービス提供を目指す人材の確保・定着を進めるとともに、社会保険労務士等の専門職の派遣・助言・指導を通じた労働環境の改善を支援します。

なお、介護職を中心とした人材不足をはじめ職員の離職率が課題となつていくことから「働きやすく、やりがいの感じられる職場づくり」をめざし、福祉人材の確保、定着化（離職防止）に関する調査研究に取り組みます。

一方、社会福祉法人の在り方をめぐって、規制改革会議等において内部留保やイコールフットングに関する議論が行われているとともに、厚生労働省においてもガバナンス（経営管理）の強化、透明性の確保、地域貢献の推進、サービスの質の向上等について検討会で議論が進められています。こうした情勢を踏まえ、社会福祉法人経営

の強化を支援するため経営相談事業の充実とともに、社会福祉法人経営者協議会と協働で社会福祉法人経営の透明性の確保や地域貢献活動の促進のほか、社会福祉法人（社会福祉施設）と市町村社協等との連携協働のモデル事業の実施に向けた検討を行います。

福祉サービス利用者の利益の保護、福祉サービスの質の向上を目指す「運営適正化委員会」では、的確な苦情対応や解決のため助言、適切な機関の紹介などの相談機能の強化に努めるとともに、引き続き日常生活自立支援事業の適切な助言・指導による運営監視機能の強化を図ります。

また、福祉サービスの質の確保・向上については、社会的養護関係施設の福祉サービス第三者評価の受審義務化3年目にあたり、受審件数の増加が見込まれることから、調査者の確保と資質向上を図りながら評価を実施します。その他種別の評価についても積極的な受審促進を図り、利用者本位のサービスの質の向上を目指します。

基本方針3
生活福祉課題の解決に向けた機能強化

県民が抱える多様な生活福祉課題の解決に向けては、地域福祉推進委員会における関係機関や団体との連携・協働によるネットワークを強化するとともに、昨年度作成した「成年後見制度の活用に向けた調査報告書」に沿い、「総合的な権利擁護体制の構築」に向けた検討及び体制整備に取り組みます。

また、県民の社会福祉に関する理解と関心を高めるため、ホームページや広報、会員向けメールマガジンの内容充実など情報提供機能の強化に努め、社会福祉大会や県民フォーラムの開催などを通じて県民・福祉関係者の共通認識を図ります。

さらに、県民の「善意」を地域福祉の推進や災害遺児等への支援に役立てるため、寄附や募金活動を通じて社会貢献活動の拡充に努めます。

基本方針4
組織・経営の強化

全県の地域福祉を総合的に推進するためには、本会の組織・財政基盤の確立が重要であり、引き続き会の円滑な運営と組織の強化に取り組みとともに、国・県の補助・

受託事業の確保、拡充に努めます。また、様々なリスクや災害発生等緊急時において適切に対処できるよう、組織としての対応を明確にするるとともに、体制づくりに向けて検討します。

さらに、施設の火災・自動車共済、自動車リース化などの促進を図り多様な自主財源の確保に努め、会員制度に基づく会員・会費規程の見直しを進めるほか、特別会員の拡大に向けて事業所訪問にも積極的に取り組み財政基盤の強化を目指します。指定管理の秋田

県社会福祉会館は、経年劣化による修繕箇所も多いため、会館利用者の安全・安心の確保に向けて県と協議しながら計画的な修繕を積極的に進めるとともに、会館の機能を活用した障害者や高齢者の交流促進、健康増進などに取り組みたい。会館サポーターによる自主事業を積極的に推進します。

職員の資質向上については、職員研修要綱を策定し、各種研修への参加や資格取得への支援、人事交流など資質向上を図るための仕組みを検討します。

【平成26年度 一般会計予算】

経理区分	予算額(単位:千円)
1 法人運営事業	81,325
2 社会福祉大会開催、広報発行、メールマガジン配信等	2,902
3 トータルケア事業等の市町村社協支援事業	5,243
4 各種別協議会支援、資格取得支援等の研修事業	29,723
5 災害ボランティアコーディネーター養成等	3,085
6 民生委員互助共励事業	3,334
7 共同募金配分金事業	6,001
8 退職手当積立事業	9,611
9 ふれあい安心電話システム推進事業	42,054
10 善意銀行(県民や企業・団体等からの寄附の受入、調整、払出)	2,019
11 地域福祉推進委員会事業	5,612
12 福祉職場の求人斡旋等の福祉保健人材センター事業	20,751
13 福祉施設経営指導事業	5,142
14 福祉サービス評価事業(第三者評価)	6,694
15 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	44,279
16 大規模災害発生時におけるボランティア支援等	1,309
17 介護職へのキャリア転換就労支援事業、福祉人材確保事業	17,105
一般会計合計	286,189

皆様の善意

【平成26年1月～平成26年3月末】

◎一般金銭預託◎

- ・秋田銀行吹奏楽団 様 150,000円
- ・秋田県書道連盟 様 50,000円
- ・株式会社男鹿水族館 様 341,168円
- ・株式会社ジャパンビバレッジ東北 様 320,000円

マッチングギフトプログラム
車椅子購入資金として

- ・株式会社NTT東日本―秋田 様 333,910円
- ・NTT秋田社会貢献推進会議 様 384,410円
- ・NTT・ME秋田事業所 様 50,500円

↓リクライニング式車椅子14台
を県内老人福祉施設11カ所、
県内障害福祉施設3カ所へ



株式会社NTT東日本 - 秋田 様
NTT秋田社会貢献推進会議 様
NTT - ME秋田事業所 様
からの車椅子購入資金贈呈式

◎善意銀行金銭預託◎

- ・そごう・西武労働組合秋田支部 様 15,515円
- ・秋田県商工会女性部連合会 様 10,000円

◎物品預託◎

- ・株式会社ツルハホールディングス
クラシエホールディングス株式会社 様
スタンダードタイプ車椅子5台
- ↓県内老人福祉施設3カ所、県内
障害福祉施設1カ所へ



株式会社ツルハホールディングス 様
クラシエホールディングス株式会社 様
からの車椅子贈呈式

株式会社ツルハホールディングス 様
介護用杖100本

↓県内老人福祉施設18カ所、県内
障害福祉施設1カ所へ

災害遺児愛護基金事業関係

◎災害遺児愛護基金事業給付金◎

- ・入学祝金 7名 350,000円
- ・卒業祝金 4名 200,000円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様
からの社会福祉へのご寄附をお待ち
しております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や
障害者、ボランティア団体活動など
社会福祉一般において活用する「一
般寄附」と、寄附者が使途を特定す
る「指定寄附」があります。詳しく
はお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
TEL 018-864-2711

施設向けカラオケ

～ジョイサウンドフェスタ～
JOYSOUND FESTA
サンプル無料貸出中!!

健康王国 搭載!
音楽療養ソフトコンテンツ

楽曲数 **9万曲** ※2013年8月時点

©201308 XING INC.

◎お問い合わせは TEL: 0120-141-224
株式会社エクスing 東北エルダー 営業G 秋田事務所

平成26年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間 1年職種別A級

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) + 見舞費用付補償(B型)

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

- ### ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
- 施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間:週5勤務の場合)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン
TEL:03(3593)6433

取扱い代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(SJ13-12122 2014.2.13作成)

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者就労施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

今回は、就労支援センター「グリーン」の利用者が接客・食器洗い等の作業を通し、一般就労等に向けた訓練を行っている「ふれあい喫茶『くつろぎ』」をご紹介します。

や絵本を
用意する
など、小
さな子ど
もを連れ
た方も安
心して利
用できる
よう配慮
されています。



明るく落ち着いた雰囲気店内

「グリーン」では、利用者の対人訓練やスキルアップの場の一つとして、平成23年4月、横手市が駅前に設置した公共施設内に、ふれあい喫茶『くつろぎ』をオープン。店では、20～40代の男女6人の利用者がシフト制で勤務し、スタフとともにお客様を迎えています。

駅前という立地条件に加え、スパーも隣接していることから、土・日やイベント開催時など多い時には100人以上が来店する店内は、明るく落ち着いた雰囲気です。また、子ども向けの椅子

「グリーン」は、精神障害者通所授産施設として、社会医療法人興生会（横手市）が平成12年7月に開所し、その後、障害者自立支援法に基づきサービス提供事業所に事業移行されました。

現在は就労移行支援事業・就労継続支援B型事業で、38名の利用者が一人ひとりの適性に合った作業・訓練を行っています。

おすすめはブレンドコーヒー（250円）。厳選された豆を仕入れ、オーダーを受けてから豆を挽くこだわりの一杯です。また、日替わりランチ（600円）、ホットケーキ（350円）も人気です。

オープン当初から接客や調理を担当している30代の女性利用者は、「お客様の『おいしかった』の言葉を励みに、繰り返し来店してもらえような店づくりを心掛けている。いずれば、ここでの経験を生かして一般就労を目指したい」と目標を語ってくれました。

「グリーン」就労支援員で、ふれあい喫茶『くつろぎ』の責任者でもある小松田さんは、「利用者にとっては、お客様が相手ということもあり、プレッシャーを感じる反面、責任感も芽生える。多くの人のかかわりを通して自信をつけ、それが一般就労につながれば」と話してくれました。

こだわりのブレンドコーヒーが自慢のふれあい喫茶『くつろぎ』。ぜひお立ち寄りください。

店舗に関するお問い合わせ

社会医療法人 興生会
就労支援センター「グリーン」
ふれあい喫茶『くつろぎ』

横手市駅前町1-21
横手駅前公共棟
「Y2(わいわい)ぷらざ」1階
TEL.0182-36-3622
<http://kutsurogi.kohseikai.com/>

営業時間 10:00～18:00 (年末年始休)



カフェ・ラッテ(350円)も人気



オーダーを受けてから豆を挽くブレンドコーヒー

日替わりランチは、プチデザート・ドリンク・サラダもついて600円!